

白井市第５次総合計画策定方針

１．策定の目的

市は、長期的展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針として第４次総合計画（平成１８～平成２７年度）を策定し、将来像である「市民と築く安心で健康なまち しろい」を実現するため、各種施策や事業を推進してきたところである。

同計画が平成２７年度をもってその計画期間を終了することから、その成果や課題等を踏まえ、さらに社会環境の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを進めるためには、次期の総合計画を策定する必要がある。

このことから、次期総合計画の策定に関し基本的な事項を定め、策定作業の円滑な推進を図るものとする。

２．策定にあたっての視点

- （１）少子化・高齢化対策、持続可能な活力ある地域づくりを最重点課題とし、その課題に対応するものとする。
- （２）開かれた行政、市民参加・協働のまちづくりに対応するものとする。
- （３）引き続き行財政改革を推進し、身の丈にあった行財政運営に対応するものとする。
- （４）市政の最上位計画として、各行政分野における計画が連動、整合するものとする。

3 . 名称及び構成

- (1) 総合計画の名称は、白井市第 5 次総合計画とする。
- (2) 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。
- (3) 基本構想は、将来像、基本理念、将来人口、土地利用構想及び施策の大綱から構成し、施策の大綱は、将来像を実現するための基本的な施策の方針を明らかにするものとする。
- (4) 基本計画は、基本構想で明らかにされた施策の大綱を受け、その課題等の解決を図るための基本施策を体系的に示すものとする。
- (5) 実施計画は、基本計画において定められた基本施策を実現するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴ったものとする。

4 . 目標年度

- (1) 基本構想は、平成 2 8 年度 (2 0 1 6) を初年度とし、平成 3 7 年度 (2 0 2 5) を目標年度とする。
- (2) 基本計画は前期と後期に分け、前期基本計画は、平成 2 8 年度 (2 0 1 6) を初年度とし、平成 3 2 年度 (2 0 2 0) を目標年度とする 5 か年計画とする。後期基本計画は、平成 3 3 年度 (2 0 2 1) を初年度とし、平成 3 7 年度 (2 0 2 5) を目標年度とする 5 か年計画とする。
- (3) 実施計画は、基本計画の前期と後期に対応する 5 年毎の計画とする。ただし、毎年度、実施計画事業の事務事業評価を実施し、社会情勢の変化や市民ニーズ等を勘案しながら、事業内容や事業の見直し等を行うものとする。

【計画期間のイメージ】



5．策定の時期

- (1) 基本構想は、平成26年度末までに策定するものとする。
- (2) 基本計画は、前期基本計画にあつては平成27年度末まで、後期基本計画にあつては平成32年度末までに策定するものとする。
- (3) 実施計画は、前期基本計画の実施計画にあつては、平成27年度末までに、後期基本計画の実施計画にあつては、平成32年度末までに策定するものとする。

6．策定方法

(1) 市民参加

第5次総合計画の策定にあつては、市民参加条例に基づき、広く市民の意見を反映させるため、次のような機会の提供により、基本構想及び基本計画の策定過程における市民の参加を推進するものとする。

白井市総合計画審議会

(基本構想及び基本計画について、諮問に応じて調査・審議し、
答申)

住民意識調査 (無作為抽出：2,500人対象)

地区別意見交換会(全ての市民対象：自由参加)

地区別・分野別ワークショップ(無作為抽出等市民対象)

次世代を担う、児童・生徒の意見把握(アンケート又はインタビュー)

パブリックコメント(全ての市民対象)

(2) 庁内体制

第5次総合計画の策定にあたっては、白井市総合計画策定会議を組織するとともに、広く職員の参加も求め、全庁横断的体制で取り組むものとする。

7. 広報等

第5次総合計画の概要及びその策定過程における重要事項については、広報しろいや市ホームページをはじめとする利用可能な情報手段を用いて、広く市民に公表するものとする。

8. その他

(1) 策定にあたっては、関連性の深い都市マスタープランと同時に策定を行い、その整合性を確保する。

(2) 策定方針に定めるもののほか、第5次総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

白井市都市マスタープラン策定方針

1. 策定目的

現行の白井市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という）は平成13年4月に策定され、目標年次を平成32年度に設定している。現行の都市マスタープランが策定されてから、計画の中間年である10年以上が経過しており、社会経済情勢の変化、それに伴うまちづくりを取り巻く環境に大きな変化が生じている。

現行の都市マスタープランにおいても「社会経済情勢に大きな変化が生じた場合、本都市マスタープランを見直します。また、関連する事業の進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、必要に応じた見直しも行います」と規定されており、また、上位計画である印西都市計画区域マスタープラン及び白井市総合計画の策定も予定され、これらに即する都市マスタープランとして改定をしなければならない必要性も生じている。

そのため、現状を踏まえ、白井市のまちづくりの課題である、人口減少・少子高齢化・持続可能な活力ある地域づくり・農地等の自然環境の荒廃等に対応する都市マスタープランとすることが必要である。

このことから、都市マスタープランの策定に関し基本的な方針を定め、策定作業の円滑化を図るものとする。

2. 位置付け

都市マスタープランは、白井市総合計画、印西都市計画区域マスタープランに即して、将来のまちづくりの方針を明らかにするものであり、地域の実情と市民の意向を反映した「白井市の都市計画に関する基本的な方針」とする。

また、都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であると同時に、白井市総合計画の土地利用基本方針に係る部分の計画としての位置付けをもつ。そのため、白井市総合計画と整合性を図るように都市計画マスタープランを策定する。

3. 目標年次

新しい都市マスタープランは、平成28年を初年度とし平成47年を目標年次とする20年間とし、平成37年の10年間で中間見直しを行い、白井市第5次総合計画と計画期間の整合をとるものとする。

また、千葉県が策定予定である印西都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した平成27年から平成36年までの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示す計画であるため、この翌年を中間見直しとすることで整合を図るものとする。

なお、5年ごとに実施される都市計画基礎調査（都市計画法第6条）によって、印西都市計画区域マスタープランの随時見直しが行われた場合は、都市マスタープランも合わせて見直しを行うものとする。

4．名称及び構成

- (1) 都市マスタープランの名称は「白井市都市マスタープラン」とする。
- (2) 都市マスタープランは、「全体構想」と「地区別構想」を基本として構成する。
- (3) 全体構想は、土地利用方針（市街化区域・市街化調整区域）、交通体系の方針及び公園緑地の整備方針等の全市的に関わる方針を整理し記載するものとする。
- (4) 地区別構想は、全体構想に記載される方針を踏まえ、地区の将来像やまちづくりの方針、地区ごとの土地利用の方針等について記載するものとする。

5．策定にあたっての考え方

- (1) 人口減少社会に対応した計画の策定
- (2) 少子・高齢化に対応した計画の策定
- (3) 持続可能な活力ある地域づくりに対応した計画の策定
- (4) 上位計画との整合性に留意した計画の策定
- (5) 市民参加による地域住民の意見を反映した計画の策定

6．策定方法

白井市第5次総合計画及び都市マスタープランを一体的に策定し、両計画に対応する市民参加手法等を実施する。

(1) 市民参加

以下の方法等により市民参加を推進し、地域住民の意見を反映するものとする。

都市計画審議会（素案で諮問し、答申を受ける）

住民意識調査（無作為抽出：2,500人対象）

地区別意見交換会（全ての市民対象：自由参加）

地区別・分野別ワークショップ（無作為抽出等市民対象）

次世代を担う、児童・生徒の意見把握（アンケート又はインタビュー）

パブリックコメント（全ての市民対象）

(2) 庁内体制

白井市総合計画策定会議の下に都市マスタープラン策定会議（仮）を組織し、白井市総合計画との整合性をはかりつつ、全庁横断的体制で取り組むものとする。

7．その他

- (1) 策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定める。

第5次総合計画 及び 都市マスタープラン 策定組織体制

